

議員（隅岡 美子）

11番、隅岡 美子 順次一般質問をさせていただきます。

一問一答方式でよろしくお願い致します。

質問はI C T化における子どもの目の健康予防についてであります。

文部科学省の2020年度学校保健統計調査によりますと裸眼視力1.0未満の児童・生徒は増加傾向にあり、小学校37.52%、中学校58.29%といずれも過去最多となっています。学校現場では、G I G Aスクール構想による1人1台端末の学びが既にスタートしております。

また、文部科学省では、学習用のデジタル教科書についても紙の教科書の良さや役割を踏まえつつ、普及促進を図ることとしています。ここ30年ほどでパソコン・ゲーム機が普及し、ほとんどの家庭がスマートフォンを保有しています。

スマホやタブレットが急速に暮らしに浸透し、かつてないほど近くを見る生活になっていますが、目の進化は時代の変化に追いついていないと言われています。近視によって、さらに深刻な病気のリスクが高まる恐れが指摘されています。

また、児童・生徒の日常生活においても睡眠時間の変化、眼精疲労、ドライアイや視力の低下の有無など心身の状態についても状況把握を行い、児童・生徒と保護者が各家庭でしっかりと健康管理が出来るように取り組むことが大切だと考えます。

そこでお伺い致します。

一つ、児童・生徒の目の健康予防をどのように取り組まれていくのかをお伺い致します。ご答弁よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の児童・生徒の目の健康予防への取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

学校保健統計調査結果によると裸眼視力1.0未満の児童・生徒の割合は、調査開始の昭和54年から一貫して増加傾向にあります。

近視は遺伝的要因と環境的要因の両方が関係すると言われていますが、近年の近視の増加は、環境による影響が大きいと考えられています。その原因の一つがゲーム機器やスマートフォン等の情報機器の過度な使用によるものだと考えられています。

また、近視はメガネなどで矯正すれば視力が出るものとして、これまであまり問題視されてきませんでした。様々な疫学データの蓄積から将来の目の病気のリスクを高める可能性があることが分かってきています。

教育委員会としては、文部科学省が児童・生徒向け及び保護者向けに作成した子どもの目の健康を守るための啓発資料を各小・中学校に配布し、活用するよう指示しています。

各小学校における取組については、まず、正しい姿勢の指導として、毎学期に行う

身体測定後に机と椅子の調整を行い、正しい姿勢で学習出来る環境を整えるとともに保健委員会が全校集会で正しい姿勢について発表したり、授業中も学級担任や養護教諭が個別に指導したりしています。

続いてメディアとの付き合い方についての指導として、目とタブレットやテレビなどとの適切な距離について保健室前に掲示し、保健だよりで周知しています。

また、1日2時間程度、屋外活動時間を確保することは、近視進行の抑制に効果があると言われていることから、外遊びの推奨をしています。

中学校では、日々、授業中の姿勢やタブレット端末等の使用方法、生活習慣等について指導を繰り返していますが、特にスマートフォンやゲーム機の使用時間の長い生徒が多いため、機会を捉えては健康被害やゲーム依存症などについて指導を継続しています。

また、健康診断や10月の「目の愛護デー」を中心に保健室より情報発信をして啓発を行い、保健体育科の授業でも目の健康について指導を行っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

先ほどのご答弁の中に文部科学省が児童・生徒向け、また、保護者向けの子どもの目の健康を守るパンフレットを啓発資料として各学校に配布しておりますということで、パソコンからデータを出しました。で、今、持っているのは児童用なんですけど、タブレットを使う時の5つの約束ということでございます。5つあるんです。1つ、タブレットを使う時は、姿勢を良くしよう。タブレットを見る時は、目から30センチ以上離して見よう。2つ目、30分に1回は、タブレットの画面から目を離して20秒以上遠くを見よう。3つ目、寝る前は、タブレット使わないようにしましょう。ぐっすり眠るために寝る1時間前からは、デジタル機器を使わないようにしましょう。4つ目、自分の目を大切にしよう。時間を決めて遠くを見たり、目が乾かないように瞬きをしたりして自分の目を大切にしよう。5つ目、ルールを守って使おう、これは空白なんですけど、何分使ったら1回休む。その学校のタブレットは勉強に関係のないことに使わないなど、学校やうちのルールを守って使おうと。分かりやすいこれは児童向けの5つのお約束というのが、文科省から配信をされております。それで本町において、授業で行う時のタブレットの使用時間、幾ら使った時に何回休憩をすとか、また、家庭において何分以上はタブレットを使用しないなどというような注意事項はあるのでしょうか。出来る範囲で結構ですので、お答えお願い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、授業中に何時間タブレットを使ったらどれぐらい休むとか家庭でのことについては、先ほど文部科学省から出ているものであったり、そういう文書に基づいて

各学校で適切な時間を指導していると思います。1時間とか2時間とかいうこともありますし、授業中であれば50分とか45分単位の中で、それほど連続して使うことはありませんので、例えば15分とか使った後は休むということになるだろうと思いますし、授業の中でそれほど制限ということはないと思います。共同学習の時にタブレットを活用したり致しますので、そういうことになるので、恐らく授業で何分やったから何分休みということは、必要があれば、そういう指導があると思いますが、そういうことはないという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。授業中は、使用時間に対しての制限はないということで理解をします。よろしいですかね。

この約束の中に、ここにルールを守って使おうという最後のところに、使い過ぎとか、長時間使ったら、目に良くないというのは分かっているんで、なるべく家庭でもあまりタブレットを長く使用すると目の健康にも良くないっていうのが分かってきておりますので、そういったことも資料に基づいて指導をされているということでしょうか。確認をお願いします。

議長（小川 保）

確認でいいんですか。

議員（隅岡 美子）

確認の答弁をお願いします。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

家庭での指導ということですが、家庭に向けての学校からの啓発は大変大切だと考えています。学校では、限られた授業の中とかで活用しますので、何と言いましてもメディアの使い過ぎというのは、家庭において行われることになっています。アンケート調査によっても非常に約束を守って適切に1時間、2時間で使っている子どももいれば、中にはゲームをたくさんして非常に問題になるような時間というもの、アンケートにも出てきております。そういうアンケート結果は、保護者の方に数値として示して、色んな形で啓発をしております。幸い、「すぐーる」というメールシステムがありますので、そういった資料も簡単に保護者の方に送りながら、保健だより等で示しているという風な状況があります。それから、先ほどお知らせ頂いた文科省の中でも寝る前の使用についての制限がありますが、これについては各学校で重点的に指導するということがありました。それは視力の低下ということもありますが、睡眠障害とか睡眠がよくとれないという状況で、子どもが家庭生活、学校生活を送ってしまうということがあって、それによって学習に集中出来ないとか、非常に怒りやすくなるとか怒りっぽくなるとか、そういった問題も生じ

ておりまして、そういう意味でもメディアの使用時間ということについては、適宜、家庭での指導をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。私も寝る前のタブレットは本当に見ないっていうのは非常に大事なことだと思います。引き続き、また、ご指導の方、よろしくお願い致します。

2つ目の質問に入ります。児童・生徒の定期健康診断において、眼科検診、視力検査の内容をお示し下さい。ご答弁よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の児童・生徒の定期健康診断における眼科検診、視力検査の内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

小学校の視力検査では年2回、若しくは学期ごとに視力検査を行い、検査後は異常の有無に関係なく結果を保護者へ連絡し、1.0以下の場合は受診のお知らせを渡しています。また、検査時、急な視力低下があったり、視力が気になったりした児童は、2回検査を実施しています。

眼科検診は、1学期に学校眼科医が感染性眼疾患や眼位の異常などの検診を行っています。検診後、学校医より指摘があった児童については、保護者に受診勧告用紙を渡し、受診した場合は受診勧告用紙に病院で結果を記入してもらい、学校へ提出することとしています。

中学校の視力検査では裸眼視力と矯正視力を測定し、1回のみではなく再検査を行うとともに申出のあった生徒には定期的に測定を実施しています。

また、眼科検診では、学校医による目の疾病、異常の有無を検査し、アレルギーのありそうな生徒には「目は痒くないですか？」等の問診を行っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

質問です。眼科検診で、その受診勧告用紙を渡して病院へ行きましたよということで、病院の先生に結果を記入してもらって学校へ提出をするということでございますが、皆さん、この病院へ行って検査結果を学校の方へ提出されとるのでしょうか。病院に行っていない方については、どのように対処しておりますでしょうか。よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

受診勧告用紙、要するに必要があるので病院で検査をし、そして必要な治療を行う、これが目的であります。色々な検査によって違うと思いますが、この眼については非常に大切なところなので、各学校で受診したかどうかについては、してない家庭については求めているところが多いという風に考えています。色んな検査によって

は、この結果に基づいて受診をして下さいという風なお知らせをして、そのあと受診出来ていないことについては、是非という風なお知らせはするけど一人ひとりについて、必ず持って来なさいという指導をしていない場合もあるという風に思われます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。やはり非常に大事にならないように自分の目は早いうちに目の異常を発見するということで、早期検診、視力検査の大切さっていうのは、本当に重要でないかなとこのように私は考えております。

もし、例えば、さっきも書いてありましたように、ドライアイとか目が痒くて、アレルギーのありそうな児童・生徒に対しては、自分で出来る治療というかちょっと言い方がうまく言えんのやけど、例えば自分で家庭で先生の診察のもと、許可がおりた場合ですけど、目薬とか自分で授業中でも点せるような緩和をするようなことが、そういうことをしている児童・生徒はいらっしゃいますかね。把握しているかどうかはちょっと分かりませんが、分かる範囲で結構ですので、教えてください。お願いします。

議長（小川 保）

ちょっとお待ち下さい。隅岡議員、恐れ入ります。

通告の内容に従って可能な限り、再質問をお願いしたいと思います。

通告の内容が、児童・生徒の定期健康診断において、眼科検診、視力検査の内容をお示し下さい。といったことに対して回答頂きました。また、それについて再質問をされておるという風に私は理解をしておりますが、もう少し、分かるように直接的な再質問をお願いしたいと思います。

今の再質問について三木教育長、よろしいですか。

じゃあ三木教育長、お願いします。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

ドライアイへの対応ということでございますが、中学校の養護教諭の方に問いをかけましたところ、目薬の持込みはあるということです。本人が管理をして必要に応じて点眼をしているという状況があります。それから目の健康において、先ほど言った机・椅子の姿勢の調整も大切なんですけど、ドライアイへの対応については、各学校において指導しております。瞬きを意識すること。特に、タブレット端末を使用時には瞬きを意識するようにということ。あるいはコンタクトレンズを使用している児童・生徒もおりますので、ドライアイに対して、それを防ぐために乱用によるよくない状況が起こらないように指導をしているという状況があります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

先ほどは、長々と言いまして済みませんでした。やはり、先ほどのご答弁の中にもあったように、また、私の一般質問の中にありましたように、やはり健康診断の重要性、視力検査の重要性を鑑みて、早く目の異常を発見して治療をするということが非常に予防が大切だと私も考えております。今後も引き続いて小・中学校の視力検査、また、眼科検診において継続をして頂きたく、また、周知広報の方も併せて、よろしくお願いしたいと思っております。これは要望でございます。

以上で11番、隅岡 美子 の一般質問を終わります。

ご答弁有難うございました。